## 中国知識産権法院の創造性判断 ~相違点が公知技術と認定された場合の反論~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第36回)

鄭州春泉省エネルギー株式有限公司 原告

国家知識産権局特許復審委員会 被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概 要

中国特許実務において重要となるのが発明の創造性(日本の進歩性に相当)である(専利法第23条第2項)。

権利化段階における創造性の議論に関し、最も難易度が高いのは、現有技術に対する相違点は 存在するものの、当該相違点は公知技術に過ぎないと認定された場合である。

本事件において復審委員会は具体的な判断ロジックは相違するものの、当該相違点は公知技術に過ぎず当業者であれば容易に調整可能であるとして拒絶決定<sup>1</sup>をなした。北京知識産権法院は判断ロジックが相違し、また当該相違を特許の内容から導き出して容易に想到できるとした復審委員会の決定を無効とする判決をなした<sup>2</sup>。

## 2. 背景

## (1) 特許の内容

鄭州春泉省エネルギー株式有限公司(原告)は、"電圧相互誘導技術に基づく多ランク速発電機のランク位識別方法及び装置"と称する発明特許権を所有している。特許番号は、200810231195.5(以下、195特許という)であり、申請日は2008年11月28日、公告日は2010年6月9日である。

<sup>1</sup> 復審委員会決定 W102535

<sup>2 2015</sup>年6月19日 北京知識産権法院判決 (2015) 京知行初字第1456号